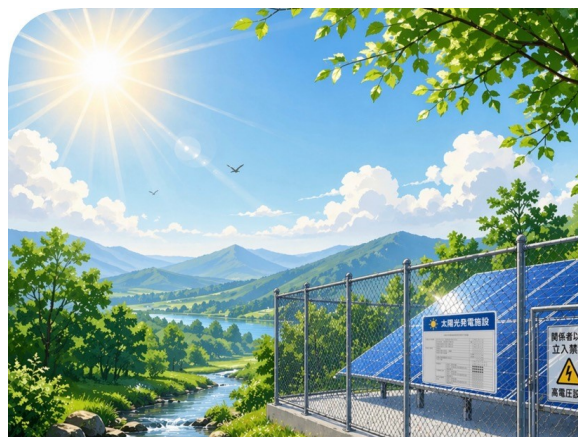


亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例

手引き



亀山市
令和8年7月版

1. 制定の背景と主旨

近年、太陽光発電施設の急速な導入拡大に伴い、大規模な森林伐採、農地転用が全国的に問題化しており、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化が懸念されています。また本市においては、事業者と市民とのコミュニケーション不足、柵や標識の不備、草刈り等の維持管理面での不安の声が多くある状況です。そのような状況を踏まえ、太陽光発電施設に対する対応の強化に努め、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的に本条例を制定しました。

2. 目的

この条例は、太陽光発電施設の設置に関する基準及び手続を定め、適正な導入を図ることにより、本市の豊かな自然環境、生物多様性及び優れた景観を将来の世代に継承し、もって市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的としています。

3. 事業者等の責務

事業者及び工事施工者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境の保全、景観保護、災害防止及び地域住民との共生に関して十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を構築するよう努めるものとします。

4. 手続きの対象となる太陽光発電施設

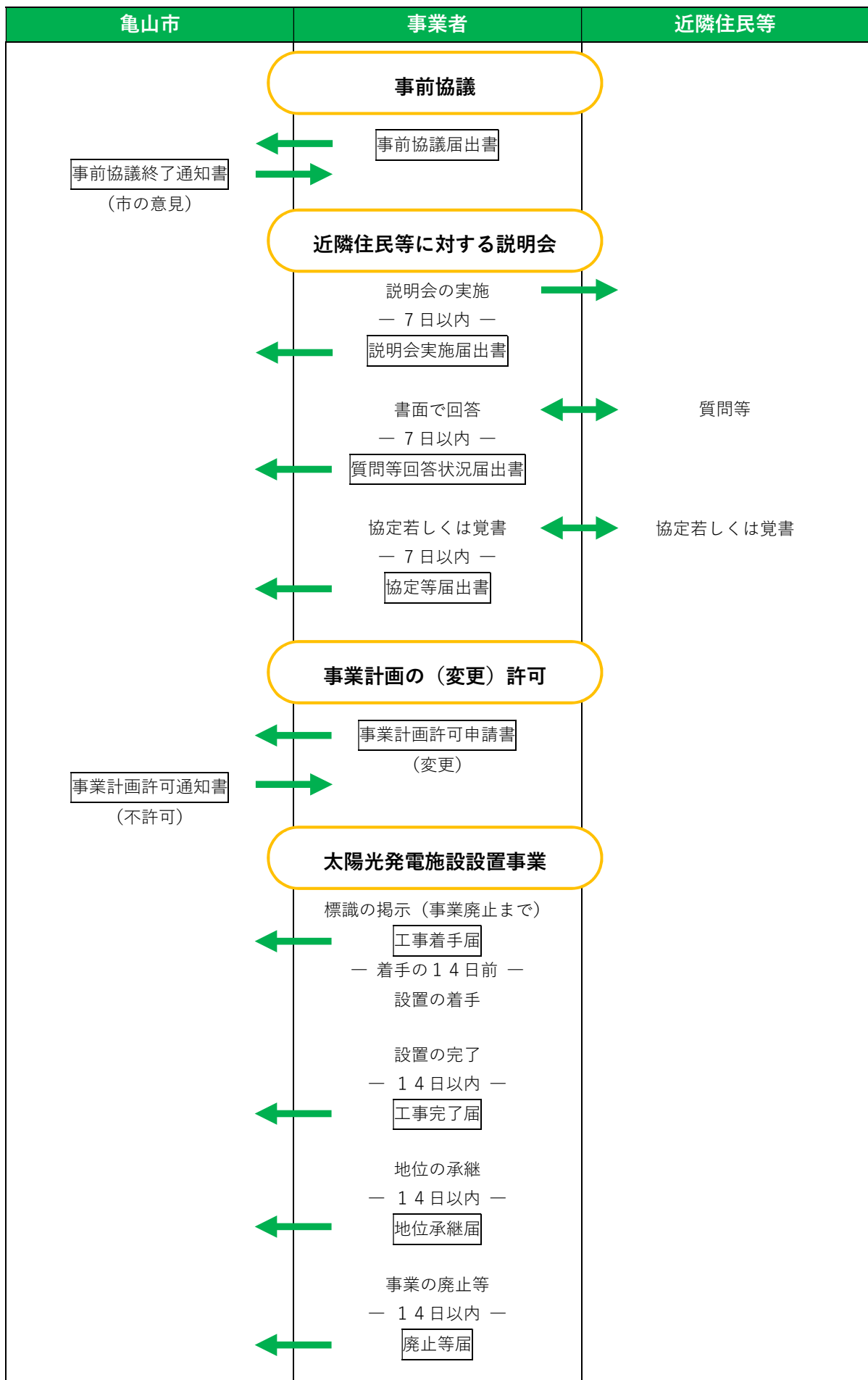
- 対象事業** ・出力が **10 kW 以上** の太陽光発電施設 ※FIT/FIP 認定の有無は問いません。
※実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合計出力が10キロワット以上となるものを含む。
※営農型太陽光発電施設も対象となります。
- 対象外** ・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設
・国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

5. 禁止区域

番号	法令	区域
1	砂防法	第2条の規定により指定された「砂防指定地」
2	文化財保護法	第93条第1項の「埋蔵文化財包蔵地」
3	森林法	第25条第1項の「保安林」
4	農地法	第4条第6項第1号イ及びロに掲げる「農地」
5	自然公園法	第20条第1項の「特別地域」
6	地すべり等防止法	第3条第1項の「地すべり防止区域」
7	河川法	第6条第1項に規定する「河川区域」 第54条第1項の「河川保全区域」 第56条第1項の「河川予定地」
8	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第3条第1項の「急傾斜地崩壊危険区域」
9	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第9条第1項の「土砂災害特別警戒区域」
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条第1項の「特別保護地区」

※法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が認められている場合を除きます。

6. 手続きの流れ



事前協議届出書 (様式第 1 号)

太陽光発電施設に係る事業許可の申請を行う場合は、近隣住民等への説明会を開催する前に、市との事前協議が必要です。事前協議届出書に添付図書・添付図面を添えて、環境創造グループへ提出してください。

提出部数は、正本 1 部、副本 1 部及び電子データ（添付書類を含む全ての書類を PDF 形式とし、電子メール（kankyo@city.kameyama.mie.jp宛て）により提出）とします。ただし、電子データについては、下記の④の環境創造グループでの書類の不足及び記載内容の不備（以下「書類の不備等」といいます。）の確認が完了してから提出してください。

○事前協議の流れ

- ①提出された事前協議届出書及び添付書類（以下「届出書等」といいます。）について、環境創造グループにおいて、書類の不備等の有無を確認します。書類の不備等がある場合は、環境創造グループでの確認完了後、不備書類一式（正副共）を差し替えてください。また届出書等一式を電子メールで提出してください。
- ②環境創造グループでの確認が完了した届出書等は、関係各課において内容確認を行います。
- ③関係各課から照会等があった場合は、当該課と協議の上、必要に応じて届出書等を修正してください。
- ④関係各課との協議が終了した場合は、届出書等一式を電子メールにより環境創造グループへ提出してください。この際、②の時点の書類には「修正前」、③により修正した書類には「修正後」と、それぞれ各書類の右上に記載し、「修正前」及び「修正後」の双方の届出書等を提出してください。
- ⑤市との協議（①～④）が全て終了したときは、協議内容を踏まえた市の意見を付して、事前協議終了通知書により通知します。

※関係各課：環境課（環境創造 G、廃棄物対策 G、生物多様性獣害対策 G）

建築住宅課（建築開発 G）、農林振興課（農林政策 G、農林施設 G）

建設管理課（管理 G、道路保全 G）、土木課（道路整備 G、河川流域 G、用地 G）

都市整備課（都市計画 G、市街地整備 G）、上水道課（上水道工務 G）

下水道課（下水道工務 G）、予防課（予防 G）、文化課（まちなみ文化財 G）

教育総務課（総務・保健給食 G）

○事前協議届出書の記載上の注意事項

- ・「事業名」は、他の提出書類にも記載します。他事業と識別しやすい名称としてください。
- ・地番の一部を使用する場合は、「事業区域の面積」欄の「公簿面積」を「〇〇㎡の一部」と記載してください。
- ・「太陽光発電施設の出力」は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の値を記載してください。
- ・事業区域が複数の自治会又は水利組合にまたがる場合は、「事業区域に関係する自治会等」欄に、該当する自治会又は水利組合を全て列記してください。
- ・「事業区域に関係する自治会等」欄の「その他」には、自治会・水利組合以外で、地元調整の結果、説明会での説明が必要となる団体（例：農業組合、マンション管理組合、地域まちづくり協議会等）を記載してください。
- ・「生態系への配慮事項」欄には、自然環境の保全のため、実施を予定している取組内容（例：絶滅危惧種の調査、緑化の検討、地域性種苗の利用、生物多様性の増進、外来植物の排除等）を具

体的に記載してください。

- ・「景観への配慮事項」欄には、景観の保全のため、実施を予定している取組内容（例：建築物等への太陽光の反射への配慮、周辺からの眺望への配慮等）を具体的に記載してください。

○添付書類の記載上の注意事項

・事業者の住民票の写し等

個人の場合は住民票の写しを、法人の場合は登記事項証明書を提出してください。

・地番表（参考様式 1）

次に掲げる地番表を作成の上、提出してください。様式は参考様式 1 を使用してください。
なお、参考様式 1 と同等の事項が記載されている場合は、任意様式による提出も可能です。

①事業区域の所在、地番、地目、地積及び所有者その他権利者の一覧表

※地番の一部使いをする場合は、「〇〇番の一部」と表記してください。

②近隣住民等の範囲内にある土地の所在、地番、地目及び所有者の一覧表

※登記事項証明書（土地）の情報を元に作成してください。なお登記事項証明書の提出は不要です。

※事業区域に隣接する土地に限ります。ただし、事業区域が道・水路等に隣接する場合は、道・水路等を挟んだ対面の土地を含むものとします。

③近隣住民等の範囲内にある建築物の所有者の一覧表

※登記事項証明書（建物）の情報を元に作成してください。なお登記事項証明書の提出は不要です。

※事業区域に隣接する土地に存する建築物に限ります。ただし、事業区域が道・水路等に隣接する場合は、道・水路等を挟んだ対面の土地に存する建築物を含むものとします。

・登記事項証明書

事業区域内の土地に係る登記事項証明書を提出してください。提出に当たっては、地番表の

①の内容と一致していることを事前に確認してください。なお、登記事項証明書は発行日から 3 か月以内のものを有効とします。

・現況写真

現況を確認する写真として、以下のものを提出してください。

①事業区域の全体が分かる写真

②事業区域と隣接地（道、水路等を含む）との境界付近の写真

③事業区域の雨水排水施設と、区域外の排水先とが接続される場所の写真

・仕様書

太陽光パネル及びパワーコンディショナーの公称最大出力が分かる仕様書・カタログを提出してください。

・維持管理に係る計画書（様式第 23 号）

「工事施工者」及び「保守点検等責任者」が未定の場合は、「未定」と記載してください。
ただし、「工事施工者」は「工事着手届」の提出時まで、「保守点検等責任者」は「工事完了届」の提出時まで決定してください。あわせて、「工事施工者」及び「保守点検等責任者」が決定した時点で、標識の記載内容にも反映してください。

「保守点検及び維持管理費用の見積額」欄には、電気設備の点検費、除草費、フェンス修繕等の構内整備費、雨水排水設備・法面の管理費等を含めた年額を記載してください。

「維持管理の内容」欄には、除草等の維持管理項目、実施方法、実施頻度等を記載してください。

・ 廃棄等費用の積立てに係る計画書（様式第 24 号）

「廃棄物の処理方法」欄には、太陽光パネル、架台、基礎、パワーコンディショナー、構内舗装、フェンス、雨水排水施設、電気配線、変電設備等について、想定している処理方法（例：廃棄物処理業者による処分、リサイクル業者による再資源化、他現場での再利用等）を記載してください。

「事業区域の原状回復の方法」欄には、構内舗装、フェンス等の撤去の有無、原状回復後の維持管理方法及び土地利用の予定を踏まえ、事業区域の土地をどのように原状回復するかについて具体的に記載してください。

「廃棄費用の見積額」欄には、FIT／非 FIT の別にかかわらず、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 13 第 1 項に規定する額を記載してください。

「積立方法」欄は、該当する項目にチェックしてください。

「毎月の積立額」欄には、「廃棄費用の見積額」及び積立期間を踏まえ、毎月の積立額を記載してください。

・ 委任状

本来手続きを行うべき者（申請者等）に代わり、代理人が手続きを行う場合は、委任状を任意様式により提出してください。委任状への押印は不要ですが、委任者、代理人及び委任する手続を明記してください。

なお、本人が申請する場合又は法令により認められる場合を除き、行政書士でない者が、他人の依頼を受けて報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士法により禁止されていますのでご注意ください。

・ その他

市長が必要と認める書類として、以下のものを提出してください。

・ 設置許可基準チェックリスト（参考様式 2）

設置許可基準について、「適」「否」のいずれかが該当する方にチェックしてください。

なお、全ての項目が「適」であることが許可の前提となりますが、懸案事項や未解決の課題を整理するためのものですので、機械的に全項目を「適」とせず、届出書等の記載内容と照合しながら、各項目を順に確認の上、適切に記入してください。

・ 関係法令チェックリスト（参考様式 3）

本チェックリストは、本条例の許可基準に「事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること」と規定されていることを踏まえ、必要な許認可・届出等に漏れがないかを確認するためのものです。可能な限り関係法令を列挙していますが、全てを網羅するものではありません。記載のない法令に基づく手続が必要となる場合は、「33 その他」欄に追加して記入してください。

手続の状況については、該当有無が「有」の場合に「対応済」「対応予定」「未対応」のいずれかにチェックし、「対応済」の場合は実施日を、「対応予定」の場合は予定日を記入してください。

なお、許可・届出等が「対応済」であることを確認するため、許可証等の写しの提出を求める場合があります。

○添付図面の作成上の注意事項

ある図面において明示すべき事項を、他の図面に明示した場合は、当該事項の記載を省略することができます。

ある図面において明示すべき事項の全部を他の図面に明示した場合は、当該図面の提出を省略する

ことができます。

ただし、上記の省略により図面の判読性が低下し、内容の確認が困難となる場合は、省略を認めないことがあります。

・ 事業位置図

縮尺は 1/10000 程度とし、以下のものを明示してください。

- ①方位
- ②事業区域（赤枠で囲うこと。）

・ 事業区域図

最新の都市計画図で、縮尺は 1/2500 とし、以下のものを明示してください。

- ①方位
- ②事業区域（赤枠で囲うこと。）

・ 公図の写し

無加工のものと、以下のものを明示したものを提出してください。後者については、事業区域が広く一枚の公図に収まらない場合は、集合図としたうえで明示してください。

- ①事業区域の範囲（赤枠で囲うこと。）
- ②近隣住民等の範囲（緑枠で囲うこと。）
- ③近隣住民等の範囲内にある土地の所有者

※事業区域に隣接する土地に限ります。ただし、事業区域が道・水路等に隣接する場合は、道・水路等を挟んだ対面の土地を含むものとします。

- ④道路（茶色に着色すること。）
- ⑤赤道（赤色に着色すること。）
- ⑥青道（青色に着色すること。）

・ 土地の求積図

縮尺は 1/500 程度とし、以下のものを明示してください。

- ①方位
- ②寸法又は座標

※いずれの場合も、現地を実測した内容に基づき作成してください。なお、外周部の各辺長は必ず明示してください。

※寸法により面積を算出する場合は、三斜求積法により計算し、計算に使用した底辺および高さの寸法を明示してください。

※座標により面積を算出する場合は、座標求積法により計算してください。また、座標点と図面上の各点が対応するよう、点の記号を統一してください

・ 土地利用計画平面図

縮尺は 1/500 程度とし、以下のものを明示してください。

- ①方位
- ②事業区域の範囲（赤枠で囲うこと。）
- ③太陽光パネル、パワーコンディショナー及び受電柱の位置
- ④事業区域の舗装等の種別

※舗装等には、防草シート、砕石敷きを含みます。

- ⑤雨水排水施設の構造及び位置

※事業区域内の雨水の全量を当該事業区域内において浸透処理する場合は、敷地周囲の堤の寸法、雨水浸透施設の構造・寸法等を記載してください。

※事業区域内の雨水排水施設を既設の水路へ接続する場合は、宅地造成及び特定盛土等規

制法施行令第16条に掲げる基準を満たしていることが分かるよう、雨水排水施設の構造・寸法等を記載してください。また許可申請時に提出する排水計算書の内容とも整合するよう留意してください、

⑥事業区域周囲の柵等の工作物の種類及び高さ

⑦事業区域に面する道路、河川及び水路の幅及び構造等

※道路・河川については、その名称も記載してください。

・造成計画平面図

縮尺は1/500程度とし、以下のものを明示してください。

①高さの基準となるベンチマーク

②造成前後の地盤高

③造成面の勾配方向及びその角度

※勾配方向は、水上から水下に向かう矢印で明示してください。なお、法面の場合は、角度に代えて勾配(1:○)としても差し支えありません。

④切土部分(黄色に着色すること。)

⑤盛土部分(赤色に着色すること。)

⑥切土及び盛土の面積

⑦造成計画断面図の位置

・造成計画断面図

縮尺は1/500程度とし、以下のものを明示してください。

①造成前後の地盤面

②切土部分(黄色に着色すること。)

③盛土部分(赤色に着色すること。)

④切土及び盛土の各部分の高さ

※切土及び盛土の各部分の高さは、造成前の地盤面からの高さとしてください。

⑤事業区域及び事業区域に面する法面の高さ及び勾配

※対象となる法面は、事業区域内のもの、事業区域外で事業区域に面するもの、事業区域内外をまたぐものです。

※法面の高さは、造成後のものとし、法肩から法尻までの高さとしてください。

・太陽光発電施設の構造図

①太陽光パネルの寸法、角度、反射率及び反射防止のための措置方法

②架台の寸法及び素材

③架台と土地の固定方法

説明会実施届出書 (様式第3号)

近隣住民等に対する説明会を実施した場合は、実施した日から起算して7日以内に、説明会実施届出書を提出してください。

添付書類として以下のものを提出してください。

- ・説明会で配布した資料
- ・説明会の議事録
- ・説明会の出席者名簿の写し
- ・説明会の様子が分かる写真

説明会を複数回実施した場合は、実施する度に届出を行ってください。

質問等回答状況届出書（様式第 4 号）

説明会の実施において近隣住民等から質問等があったときは、書面をもって誠実に回答するとともに、太陽光発電施設設置事業に対する理解が得られるよう努めてください。

近隣住民等からの質問等に回答した日から起算して 7 日以内に、質問等回答状況届出書を提出してください。

添付書類として以下のものを提出してください。

- ・ 質問等の分かる書類
- ・ 書面による回答の写し

協定等届出書（様式第 5 号）

近隣住民等から要望があったときは、協定等を締結するよう努めてください。

近隣住民等と協定等を締結した日から起算して 7 日以内に、協定等届出書を提出してください。

添付書類として以下のものを提出してください。

- ・ 協定等の写し

事業計画許可申請書（様式第 6 号）

市との事前協議及び近隣住民等への説明会が完了した場合は、太陽光発電施設に係る事業許可の申請を行うことができます。事業計画許可申請書に添付図書・添付図面を添えて、環境創造グループへ提出してください。

提出部数は、正本 1 部、副本 1 部及び電子データ（添付書類を含む全ての書類を PDF 形式とし、電子メール（kankyo@city.kameyama.mie.jp 宛て）により提出）とします。

事業計画許可申請書の記載内容は、基本的には事前協議届出書と同様であるため、重複する説明は省略します。詳細は「事前協議届出書」の説明をご参照ください。

許可基準に「説明会を開催していること」及び「近隣住民等からの質問等に対し適切に回答していること」が定められているため、「説明会実施届出書」及び「質問等回答状況届出書」の届出が適正に完了していない場合は、事業計画許可申請書を受理しないことがあります。

なお、設置許可を受けるまでは工事に着手できません。また、設置許可に当たり市が必要と認める場合は、許可に条件を付すことがあります。許可基準に従わずに設置事業を実施したときは、条例第 18 条第 1 号の規定により、許可を取り消すことがあります。

また設置許可したときは、その内容を市役所のホームページで公表します。

○添付書類の記載上の注意事項

事前協議届出書の提出時から変更のない添付書類等は、添付を省略できます。

・ 土地所有者その他権利者の同意書

以下の方の同意書（参考様式 4）と印鑑登録証明書（③を除く）を提出してください。

- ①事業区域の土地所有者
- ②事業区域の土地のその他権利者
- ③条例第 11 条第 1 項第 3 号（施行規則第 5 条第 1 項第 2 号）に定める水路管理者・権利者・利害関係者等

※①について、土地所有者が死亡している場合は、次のいずれかの書類を提出してください。

- ・ 遺産分割協議書（被相続人の法定相続人が確認できる書類（戸籍謄本等）を含む）に加え、遺産分割協議により相続人となる者全員の同意書および印鑑登録証明書

・法定相続人全員の同意書および印鑑登録証明書

また事業者が当該土地を購入予定の場合は、土地売買契約書の写しを添付してください。

※②について、「その他の権利者」とは、登記事項証明書（土地）において、所有権以外の権利の権利者として記載されている者をいいます。所有権以外の権利としては、地上権・永小作権・地役益権・先取特権・質権・抵当権・賃借権・採石権があります。

※③について、事業区域内の雨水を既設水路へ接続する場合は、当該水路の管理者等の同意を得てください。また、「利害関係者等」とは当該水路の使用者を指しますが、使用者全員の同意を要するものではありません。水利組合等の代表者の同意を取得してください。

水路管理者が市の場合は、法定外公共物工事許可申請書で同意を確認するので同意書の添付は不要です。水路管理者が市以外の場合は同意書を添付してください。その場合、印鑑登録証明書は不要ですが、同意書に記名・押印（認印可）もしくは自署が必要です。水利組合等の代表者の同意書についても同様です。

雨水排水については、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」の「第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方 2-3 設計段階の環境配慮のポイント ③濁水」を、排水同意については、国土交通省の「開発許可制度運用指針」の「農業用水利との調整」を参考にしてください。

・ 市の意見に対する回答書（様式第25号）

事前協議終了通知書に付された市の意見について、回答してください。

回答内容が不十分な場合は、許可できないことがあります。回答書の作成に当たっては、関係各課と十分に調整の上、回答内容に齟齬や不備がないことを確認してください。

・ 関係法令手続状況報告書（様式第26号）

事前協議届出書に添付した関係法令チェックリスト（参考様式3）と同様に、条例の許可基準に「事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること」と規定されていることを踏まえ、必要な許認可・届出等に漏れがないかを確認するためのものです。

手続状況については、該当の有無が「有」の場合にあっては「手続名」「許可・届出等の日付」及び「許可等の番号」を、「無」の場合にあっては「確認した機関名」「担当者名」及び「確認した日」を記載してください。

許可・届出等が完了していない場合は、許可できません。また許可・届出等について不備や虚偽が見付かった場合、条例第18条第1号の規定により許可を取り消す場合があります。

・ 排水計算書

「宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県）」2-2-2 及び 2-3-1 から 2-3-3 を参考に作成してください。

当該マニュアルの 2-2-2 の計算を用いて、最大計画雨水流出量を算出してください。

事業区域内の雨水の全量を当該事業区域内において浸透処理する場合は、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県）」2-5-2 宅地ます（4）特殊ます 5）雨水浸透枳、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（国土交通省）」及び「雨水浸透ます技術資料（塩化ビニル管・継手協会）」等を参考にし、設計浸透量が最大計画雨水流出量を上回ることを確認してください。

事業区域内の雨水排水設備を既設の水路へ接続する場合は、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県）」2-3-2 流量の計算、2-3-3 流速及び勾配を参考に、最大計画雨水流出量に対して、事業区域内及び既設の水路（当該水路の一次放流先までの区間）の構造が基準を満たしていることを確認してください。

○添付図面の作成上の注意事項

事前協議届出書の提出時から変更のない添付書類等は、添付を省略できます。

事業計画変更許可申請書（様式第 8 号）

設置許可を受けた事業計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更許可を受けなければなりません。事業計画変更許可申請書に添付図書・添付図面を添えて、環境創造グループへ提出してください。

提出部数は、正本 1 部、副本 1 部及び電子データ（添付書類を含む全ての書類を PDF 形式とし、電子メール（kankyo@city.kameyama.mie.jp 宛て）により提出）とします。

事業計画変更許可申請書の記載内容は、基本的には事業計画許可申請書と同様であるため、重複する説明は省略します。詳細は「事業計画許可申請書」の説明をご参照ください。

事前協議届出書・事業計画許可申請書の提出時から変更のない添付書類等は、添付を省略できます。

なお、変更許可したときは、その内容を市役所のホームページで公表します。

太陽光発電施設設置事業許可標識（様式第 10 号）

太陽光発電施設の工事に着手した日から当該施設の撤去が完了する日までの間、事業区域内の道路に面する場所等、外部から見やすい位置に標識を掲示してください。

また、変更許可を受けたとき、事業計画完了届を提出したとき、工事施工者を決定したとき、又は保守点検等責任者を任命したときは、遅滞なく標識の表示内容を更新してください。

標識は、劣化により表示が判読できなくなることはない材料を用いるとともに、強風等により脱落しないよう確実に設置してください。

工事着手届（様式第 11 号）

太陽光発電施設の工事に着手しようとするときは、着手予定日の 14 日前までに工事着手届を提出してください。添付書類として「事業区域内に掲示された標識の写真」が必要です。ただし、標識の掲示は工事着手日から行うこととしているため、工事着手届提出時点で標識を未掲示の場合は、工事着手日までに、標識の写真を電子メール等により追加提出してください。

なお、草刈り、竹木の伐採及び測量は工事着手には該当しません。一方、土を掘削する行為（掘削、抜根、杭工事、フェンス等の外構工事を含む。）は、工事着手に該当します。

設置許可又は変更許可を受けた日から起算して 2 年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業に着手しなかった場合、条例第 18 条第 1 号の規定により許可を取り消す場合があります。

工事施工者は工事着手届の提出時までに決定してください。

工事完了届（様式第 12 号）

太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から起算して 14 日以内に工事完了届を提出してください。添付書類として「工事が完了したことが分かる写真」が必要です。

設置許可又は変更許可を受けた日から起算して 5 年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業を完了しなかった場合、条例第 18 条第 1 号の規定により許可を取り消す場合があります。

保守点検等責任者は工事完了届の提出時までに決定してください。

廃止等届（様式第 14 号）

太陽光発電施設を廃止し当該太陽光発電施設を撤去しようとするとき、又は太陽光発電施設設置事業を廃止したときは、廃止等した日から起算して14日以内に廃止等届を提出してください。添付書類として「太陽光発電施設を廃止等したことが分かる写真」が必要です。

地位承継届（様式第15号）

事業譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光発電施設を譲り受けたときは、その承継があった日から起算して14日以内に、地位承継届を提出してください。

なお、届出があったときは、その内容を市のホームページで公表します。

添付書類は以下のとおりです。

・ 事業譲渡、相続、合併その他の理由により事業を譲り受けたことが分かる書類

事業譲渡の場合：契約書の写し

相続（個人）の場合：登記事項証明書（土地）

合併の場合：合併契約書の写し又は履歴事項証明書

・ 事業者の住民票の写し等

個人の場合は住民票の写しを、法人の場合は登記事項証明書を提出してください。

・ 土地所有者その他権利者の同意書（参考様式4）、印鑑登録証明書

許可申請時と土地所有者等が変更になっている場合は、新しい土地所有者等の同意書と印鑑登録証明書を提出してください。

・ 維持管理に係る計画書（様式第23号）

・ 廃棄等費用の積立てに係る計画書（様式第24号）

太陽光発電施設状況報告書（様式第16号）

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求めることができます。

事業者等は、報告を求められたときは、速やかに太陽光発電施設状況報告書を提出してください。

報告者の種別は以下のものがあります。

- ・ 事業者：主な報告者となります。
- ・ 工事施工者：工事に起因した場合に、報告者となります。
- ・ 土地所有者等：事業者、工事施工者が対応しない場合等に報告者となります。

報告すべき事項は以下のものがあります。

- ・ 事故：設置事業に起因する事業区域、事業区域外での事故
- ・ 被災：風水害、地震、火災等に起因して事業区域内で発生した災害
- ・ 近隣住民等からの苦情：設置事業の工事、太陽光の反射・騒音等、事業区域の維持管理に起因した近隣住民等からの苦情

報告を求められた内容に応じて、「報告者」「報告すべき事項」「報告すべき事項が発生した日時」「周辺への影響」「今後の対応」を記載のうえ、「報告すべき事項が分かる書類及び写真」を添付して環境創造グループに提出してください。

報告とは別に資料の提出を求める場合があります。事業者等は、資料の提出を求められたときは、速やかに資料を提出してください。

公表に関する意見書（様式第22号）

市長は、設置許可を受けずに太陽光発電施設設置事業を実施している場合など、不適切な事案が認

められるときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令することができます。

さらに、命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その者の氏名および住所（法人の場合は、名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地）ならびに命令の内容を公表することができます。

公表に当たっては、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を付与します。「意見を述べる機会の付与通知書」を受領した事業者等は、意見を述べる場合、「公表に関する意見書」により提出してください。なお、意見書の提出に併せて、証拠書類等を提出することができます。

維持管理に係る計画書（様式第 2 3 号）

事前協議届出書の添付書類の説明を参照してください。

廃棄等費用の積立てに係る計画書（様式第 2 4 号）

事前協議届出書の添付書類の説明を参照してください。

市の意見に対する回答書（様式第 2 5 号）

事業計画許可申請書の添付書類の説明を参照してください。

関係法令手続状況報告書（様式第 2 6 号）

事業計画許可申請書の添付書類の説明を参照してください。

7. 設置許可基準

条例	基準	
第 1 1 条 第 1 号	太陽光発電施設設置事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。	
第 2 号	太陽光発電施設設置事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること。	
第 3 号	雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。	事業区域の規模及び地形、太陽光発電施設に係る設備機器の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。
		事業区域内の雨水の全量を当該事業区域内において浸透処理すること。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、水路管理者、権利者、利害関係者等の同意が得られたときにあっては、既設の水路へ接続できるものであること。
		排水施設の構造が盛土規制法施行令第 1 6 条に掲げる基準を満たしていること。

条例	基準	
第4号	道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。	工事中に、周辺道路の一般車両の通行に支障を及ぼさないよう適切な措置が講じられていること。
		大型車両の通行等による既存の道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する適切な措置が講じられていること。
第5号	太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。	事業区域の近隣に建築物等がある場合は、太陽光発電施設により反射される太陽光が当該建築物等の利用に支障を及ぼさないよう適切な措置が講じられていること。
		騒音を発するパワーコンディショナー等の設置場所を住宅、病院又は学校その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると市長が認める施設※1からできる限り離す等の措置が講じられていること。
		太陽光発電施設を適切に運用するための保守点検並びに太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。
第6号	設置する太陽光発電施設が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他の関係法令の基準に適合していること。	
第7号	条例第9条第1項の説明会を開催していること。	
第8号	条例第9条第2項に規定する近隣住民等からの質問等に対する回答を適切に行っていること。	
第9号	事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。	

※1 住宅、病院又は学校その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると市長が認める施設

住宅、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設（入院施設）を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第2項に規定する幼保連携型認定こども園

8. 許可の取り消し

・市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができます。

- （1）偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- （2）設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで太陽光発電施設設置事業を実施したとき。
- （3）設置許可又は変更許可を受けた日から起算して2年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業に着手しなかったとき。
- （4）設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業を完了しなかったとき。
- （5）第24条の規定による命令に従わなかったとき。

9. 不適切な太陽光発電施設への措置等

●報告の聴取及び立入調査

- ・ 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせることができます。

●指導及び助言

- ・ 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な指導及び助言をすることができます。

●勧告

- ・ 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- (1) 設置許可を受けずに太陽光発電施設設置事業を実施している者
- (2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない太陽光発電施設設置事業を実施している者
- (3) 変更許可を受けずに設置許可の内容を変更して太陽光発電施設設置事業を実施している者
- (4) 第14条の規定に違反して、廃棄等費用の積立てを怠った者
- (5) 第15条第1項の規定に違反して、同条の標識の掲示をせずに太陽光発電施設設置事業を実施している者
- (6) 第15条第2項の規定に違反して、同条の標識の書き換えを怠った者
- (7) 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (8) 前条に規定する指導及び助言に正当な理由なく従わない者
- (9) 太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理が適切になされていないことに起因して災害が発生し、自然環境又は生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、太陽光発電施設設置事業を実施している者（太陽光発電施設が廃止されている場合にあっては、当該太陽光発電施設を所有し、又は管理する者）

●命令

- ・ 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができます。

●公表

- ・ 市長は、命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができます。

10. その他

詳細は、条例及び施行規則をご覧ください。

ホームページはこちら →



問合せ

TEL : 0595-96-8095 FAX : 82-4435

亀山市 産業環境部 環境課 環境創造 G（亀山市総合環境センター 4F）

〒519-0166
亀山市布気町
442 番地